

## 2-4：災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定 (特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク)

加古川市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難生活の早期安定を図るため、甲の要請に応じ、乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム、ハニカムベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等が必要な場合は、要請書（様式第1号）をもって、乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

### （間仕切り等の引渡し等）

第4条 間仕切り等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、間仕切り等を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

### （経費の負担）

第5条 間仕切り等の供給の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

### （費用の支払）

第6条 乙は、第5条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議して決定し、乙の請求により、甲は速やかに支払うものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、甲乙は、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月10日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市長 岡田 康裕

乙 東京都世田谷区松原5-2-4  
特定非営利活動法人  
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク  
代表理事 坂 茂